

規制シート(様式)

160197600340001

平成29年3月30日

規制の名称	労働者の貯蓄金に対する事業主の保全措置義務	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第3条	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	労働基準局賃金課長 増田嗣郎
規制目的	事業主に対し、労働者の貯蓄金の保全措置を義務づけることにより、貯蓄金が労働者に確実に返還されるようにすること		
規制内容の概要	事業主が、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合、事業主に対し、貯蓄金の保全措置を義務付けるもの。	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	-	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	貯蓄金が労働者に確実に返還される必要があることから、引き続き、規制の維持が必要である。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		